

令和5年度

第3回札幌市地域包括支援センター運営協議会

第2回札幌市地域ケア推進会議

議 事 録

日 時：2024年3月1日（金）午後7時開会

場 所：TKPガーデンシティPREMIUM札幌大通 ホールD

## 1. 開 会

○多米会長 定刻でございますので、ただいまから令和5年度第3回札幌市地域包括支援センター運営協議会・第2回札幌市地域ケア推進会議を始めさせていただきます。

本日は、お忙しい中、また、天候の悪い中、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

スムーズな議事進行にご協力をお願いいたします。

後半の札幌市地域ケア推進会議がメインでございますので、前半はさくさくと議事を進めていこうと思っております。

それでは、事務局から連絡事項を案内させていただきます。よろしくをお願いいたします。

○事務局（岩井中介護予防担当係長） 議事に入ります前に資料の確認をさせていただきます。

まず、一つ目が次第と書かれた1枚物、二つ目が資料1の令和6年度以降の介護予防支援サービス事業者の指定について、三つ目が資料2の令和5年度地域包括支援センター評価指標における評価結果（概要）、四つ目が資料3-1の令和6年度札幌市地域包括支援センター運営方針（案）の概要、五つ目が資料3-2の令和6年度札幌市地域包括支援センター運営方針（案）、六つ目が資料3-3の令和6年度札幌市地域包括支援センター運営方針（案）の主な変更点及び変更の趣旨について、七つ目が資料4-1の令和6年度札幌市介護予防センター運営方針（案）の概要、八つ目が資料4-2の令和6年度札幌市介護予防センター運営方針（案）、九つ目が資料4-3の令和6年度札幌市介護予防センター運営方針（案）の主な変更点及び変更の趣旨について、10点目が資料5の地域包括支援センター機能強化事業、11点目が資料6の令和5年度市地域ケア推進会議となっております。

本日配付の資料といたしまして、追加資料1と記載のありますA4判1枚物、追加資料2と記載のありますA4判1枚物、また、事前にお配りしておりました次第及び資料3-1、資料3-2、資料3-3、資料5の一部に誤りがありましたことから、その資料を配付させていただいております。

本日の資料は以上ですが、もしお手元がない資料がございましたらお知らせください。

次に、本日の協議会ですが、委員14名中11名が出席しておりますので、地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準等に関する条例施行規則第5条第3項に規定するとおり、過半数の委員が出席しておりますので、会議の成立を報告いたします。

なお、大井戸委員及び紙谷委員からは事前欠席のご連絡をいただいております。また、西部委員からは遅参もしくは欠席する旨のご連絡をいただいております。

次に、本日の議事についてですが、お手元にあります次第のとおり、5項目となっております。

札幌市地域包括支援センター運営協議会といたしましては、1番目に令和6年度以降の介護予防支援サービス事業者の指定について、2番目に札幌市地域包括支援センター評価

結果についての報告、3番目に札幌市地域包括支援センター運営方針について、4番目に札幌市介護予防センター運営方針について、5番目に地域包括支援センター機能強化について。次に、札幌市地域ケア推進会議といたしましては、認知症（疑い）の方の身近な応援団を地域の中で増やすための取組に向けて、各委員による意見交換をお願いする予定です。

本日は、なるべく多くの時間を委員の皆様の協議の時間に充てさせていただくため、ご質問、ご意見を事前集約させていただきました。ご意見、ご質問に関しましては、事務局説明の際に回答の要約を交えて随時説明いたしますが、本市の見解等の詳細は本日配付しました追加資料のとおりとなりますので、お時間のあるときにご覧ください。

## 2. 議 事

○多米会長 それでは、早速、札幌市地域包括支援センター運営協議会の議事に入らせていただきます。

まず、議題（1）の令和6年度以降の介護予防支援サービス事業者の指定についてです。事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（小林事業者指定担当係長） 本日は貴重なお時間をいただきまして、介護予防支援サービスの指定対象事業者が令和6年度より拡大することに伴う協議会でのお願い事項についてご説明をさせていただきます。

お手元の資料1の2ページをご覧ください。

介護保険法の改正により、今まで地域包括支援センター設置者のみが指定を受けることができた介護予防支援事業が、令和6年4月1日より、指定居宅介護支援事業者にも拡大されることとなりました。この改正の趣旨は、地域包括支援センターの負担を軽減することを目的とし、ケアマネ事業所を効果的に活用していく運用としたものです。

なお、資料に赤字で記載しておりますが、指定を受けたケアマネ事業者は、地域包括支援センターへの情報提供や助言を求めるなど、連携を図りながら運営することが求められております。

次のページをご覧ください。

本市における介護予防支援事業者の指定につきましては、お示しのような流れで指定を行う予定となっております。

これは他の介護サービスと同様の流れとなっております、まず、指定希望月の前々月の15日までに事前協議を実施します。

定款に介護予防支援事業の記載がなされているか、人員、資格要件は適切かを事前に確認いたします。指定を受けることができるのは既存で居宅介護支援事業所を運営している事業者のため、必ず主任ケアマネがいるという状態となります。

申請に問題がないことが確認できましたら、前月15日までに本申請を受理します。その際、指定事業者にはサービス提供の際は地域包括支援センターに情報提供を行うよう依

頼、指導を行います。

運営開始後、資料にお示ししている集団指導、運営指導、監査等により適切にサービス提供が行われるよう指導してまいります。

指定された事業者につきまして、本運営協議会にてご報告を行うとともに、指定方法についてのご意見をいただければというのが本日のお願いでございます。

次のページをご覧ください。

介護保険法により、市町村は、介護予防支援サービスの指定に当たり、関係者の意見を反映させるための場を設けなければならない旨、規定されております。

この規定は、従前、地域密着型サービス事業においても存在した規定であります。平成27年度の法改正により、努力義務に格下げになっております。よって、この規定が適用されているのは、居宅サービスでは当該サービスのみとなります。

今回、介護予防支援が居宅介護支援事業所に指定対象が拡大されたのは、地域包括支援センターの負担軽減が主たる目的となっており、当該サービスが地域包括ケアシステムに不可欠なものであり、地域包括支援センターの業務と密接に関わっていることから、札幌市地域包括支援センター運営協議会を指定に関する意見を反映させる場として報告させていただきたく、何とぞお願いいたします。

方法といたしましては、札幌市の規模や地域包括支援センターの負担軽減を目的に、速やかな指定を行うことに鑑み、一つ一つの指定に対してご意見をいただくのではなく、指定状況のご報告と今後の指定等についてご意見を伺う形で運用させていただきたいと思っております。

私からの説明は以上です。何とぞよろしくお願いいたします。

○多米会長 ありがとうございます。

この議題に関し、皆様から事前のご意見を1件いただいたとのご報告を事務局から受けておりますが、市からの説明をお聞きになってご質問やご意見などはございませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○多米会長 それでは、進めます。

続きまして、議題(2)の令和5年度地域包括支援センター評価結果について、事務局から説明をお願いします。

○事務局(岩井中介護予防担当係長) 議事の二つ目の令和5年度地域包括支援センター評価結果について(報告)でございます。

お手元の資料2の1ページをご覧ください。

令和5年度地域包括支援センター評価指標における評価結果についてご説明いたします。

まず、評価指標の概要ですが、平成30年度より、全国の市町村や地域包括支援センターでは、全国統一の評価指標を用いた事業評価を実施し、それを通して把握できたセンターの業務実態に基づいて、適切な人員体制の確保や業務の重点化や効率化を進めることとしております。評価指標は下表の7項目となっております。センターが担う役割ごとに

設定しております。

2 ページでは市町村及び地域包括支援センターの評価指標の例を掲載しておりますので、時間のあるときにお読みください。

3 ページをご覧ください。

これは、地域包括支援センターの達成状況となります。

左の図は、全国平均と札幌市のセンター平均の比較となりますが、全ての項目で全国平均を上回る結果となっております。前年度との比較は、右の図のレーダーチャートのとおり、ほぼ重なっておりますことから、達成状況に大きな変化はございません。

4 ページをご覧ください。

これは、市町村評価指標 7 項目の達成状況となります。

左の図は、先ほどと同様、全国平均と札幌市の比較となっておりますが、1 番の組織運営体制などを除き、全ての項目で全国平均を上回る結果となっております。

右の図は前年度との比較になりますが、大きな変化はなく、推移しております。

札幌市の未達成項目は、下表の 3 項目となります。

まず、一つ目のセンターの 3 職種は、準ずる者も含みますが、1 人当たり高齢者数の状況が 1, 500 人以下であるかについてです。

札幌市の地域包括支援センターの人員配置につきましては、法定基準に準じて、札幌市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準等に関する条例において定めており、高齢者数が 2, 000 人増加するごとに専門職員を 1 名増加させることとしております。そのため、1, 500 人以下とすることのめどは現時点で立っておりません。

しかし、地域包括支援センターの職員が多忙化している現状があることを踏まえ、役割を特化した形で、フレイル改善マネージャーを 5 区、14 センターに、オレンジコーディネーターを 5 区、13 センターにモデル配置し、対応力の強化を図ることとしております。

本件については後ほど議事 5 で詳しくご説明いたしますが、この職員は効果検証を行った上で段階的に配置する区を広げ、最終的には全センターにどちらの職員も 1 名ずつ配置することを想定しております。

こうした取組を進めたとしても専門職 1 人当たりの高齢者数は 1, 500 人以下とはなりません。より一層の支援ができるよう体制を強化してまいります。

次に、二つ目と三つ目ですが、センターに対し、夜間、早朝や平日以外の窓口、連絡先等の設置を義務づけているかについてです。

これに関しましては札幌市においては実施できておりません。令和 3 年度に実施した市民アンケートにおいて、窓口の開設時間については現状のままでよいとする回答が過半数を超えている一方で、電話や来所によらない多様な相談手段を求める声があることを踏まえ、夜間、早朝や平日以外にも相談受付ができるよう、各センターのホームページに電子メールアドレスや相談受付入力フォームを掲載することにより相談受付体制を強化し、市民の利便性を高めたいと考えております。

こうした取組を進めることによりまして、この評価項目については、達成できる見込みとなっております。今後も、未達成項目については改善に向けた手法を引き続き検討していくとともに、既に達成済みの項目についても内容の充実が図られるよう、札幌市と地域包括支援センターが連携して取組を推進してまいります。

ご説明は以上のとおりとなります。

○多米会長 地域包括支援センターの達成状況、そして、札幌市は市町村の評価と比べて全国的によくやっているということ、また、改善点も幾つかあり、夜間、休日等の窓口も含めて対応していただけているということでした。

事前にご意見を1件いただいたという報告がありますが、説明を受けまして質問やご意見等がございましたら挙手願います。

(「なし」と発言する者あり)

○多米会長 それでは、進ませさせていただきます。

続きまして、議事(3)の令和6年度札幌市地域包括支援センター運営方針について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局(岩井中介護予防担当係長) 令和6年度地域包括支援センター運営方針(案)についてご説明いたします。

資料についてですが、資料3-1が運営方針の概要、資料3-2は運営方針(案)、そして、資料3-3が今年度からの主な変更点となっております。

本日は、資料3-1に沿ってご説明させていただきます。

まず、2ページをご覧ください。

基本方針につきましては、「札幌市高齢者支援計画2024」の基本目標の「いくつになっても住み慣れた地域で希望と生きがいを持って自分らしく暮らし続けることができるまちづくり」の実現を目指すこと、国が示す評価指標に基づき、業務の現状を明らかにするとともに、効果的かつ効率的な実施に留意すること、チームアプローチと専門職の専門性の発揮し得る体制を整備し、対応力の向上を図ること、センター長は、センター内の業務・人材管理、これは離職防止や人材育成ですが、そのほか地域の関係組織や団体との連携窓口機能を担うこととしております。

取組項目は、記載されているとおりの4項目となっており、それぞれの取組項目において実施する内容を重点取組項目と基本取組項目に分類し、札幌市として特に重点的に取り組んでいただきたい内容を明確化しております。

また、各項目において活動目標や活動指標を設定しており、センターごとに実施状況の中間評価及び年度末評価を実施しております。

次に、3ページをご覧ください。

取組項目(1)の総合相談窓口としての機能強化及び権利擁護支援体制の充実についてです。

全部で7つの項目があり、そのうち、重点項目は4項目となっております。

なお、赤のアスタリスクがついている項目は、国の評価指標に基づく項目となっております。

重点アの地域における認知症高齢者への支援の体制強化では、モデル事業として、5区、13センターにオレンジコーディネーターを配置し、札幌市におけるチームオレンジの体制を構築することとしております。詳細につきましては、議事5でご説明いたします。

重点イのサービス未利用者等への支援においては、令和5年度にモデル事業として北区の3センターで実施した、サービス未利用者に対してアプローチを行い、介護予防活動などに積極的につなぐフレイル改善マネジャーの活動について、令和6年度は、5区、14センターに拡大して実施することとしております。こちらも、詳細については議事5でご説明いたします。

その他の重点項目は、ウの家族介護者支援の強化、エの高齢者の権利擁護に関する普及啓発及び関係機関との連携の強化であり、内容は記載のとおりとなっております。

基本項目についての説明は割愛いたします。

次に、5ページをご覧ください。

取組項目（2）の包括的・継続的ケアマネジメント支援の強化についてです。

重点アの介護支援専門員のニーズに基づく支援においては、多様な関係機関、関係者との意見交換の場の設定、実践力向上に向けた研修及び事例検討会の実施、介護支援専門員同士のネットワーク構築に向けた支援を行うこととしております。

重点イの居宅介護支援事業所の主任介護支援専門員との連携においては、地域全体のケアマネジメントの質の向上のため、主任介護支援専門員と連携すること、また、主任介護支援専門員同士のネットワーク構築に向けた場の設定や研修会の開催を行うこととしております。

基本取組項目の2項目については記載のとおりとなっております。

続いて、6ページの取組項目（3）の自立支援・重度化防止の推進に向けた地域ケア会議の促進についてです。

重点アの介護支援専門員等に対する個別地域ケア会議の活用促進に向けた取組においては、センターごとに個別地域ケア会議の運営方針及び年間計画を作成し、年12回以上開催すること、また、介護支援専門員などに対して会議開催のメリットや成果などを共有し、積極的な活用を促すこととしております。

重点イの自立支援型個別地域ケア会議の積極的な実施においては、多様な専門職の助言を踏まえて、高齢者一人一人の支援方法を検討すること、介護支援専門員やサービス事業者などに積極的に参加を依頼し、自立支援、重度化防止に向けた意識の共有を図ることとしております。

基本取組項目の4項目については記載のとおりとなっております。

続いて、7ページの取組項目（4）の自立支援に資する介護予防ケアマネジメントの実施及び地域住民、関係機関との介護予防・自立支援に関する意識の共有についてです。

重点アの介護予防ケアマネジメントの質の向上に向けた取組においては、適切なアセスメントを行い、自立支援の考えに基づきプランを作成すること、予防給付等対象サービス以外をプランに位置づけること、研修や職員同士でのケアプラン確認などの取組を実施することとしております。

また、重点イの地域住民や関係機関との自立支援に向けた課題や意識の共有においては、介護予防ケアマネジメントを通して把握した利用者ニーズや課題を地域住民や関係機関と共有すること、また、介護予防、自立支援に関する意識の共有を図るための出前講座や地域ケア会議などによる普及啓発を行うほか、市地域ケア推進会議で作成されたリーフレットなどを関係機関などと連携して有効活用することとしております。

基本取組項目の1項目については記載のとおりとなっております。

次に、留意事項について記載しております。

7ページの(4)の保険の加入は、令和6年度より新たに掲載した項目になります。

地域包括支援センターが主催する行事やイベント、チームオレンジの取組に係る活動などにおいて、万が一の際に職員の過失の有無にかかわらず補償することができるよう、保険に加入して備えることとしております。

次に、8ページの(5)の利用者の満足度向上の項目をご覧ください。

令和5年度までに掲載していた苦情対応の体制整備のほか、新たに各センターのホームページにおいて、夜間、早朝や平日以外の相談受付先を周知し、家族介護者が相談しやすい環境整備を行うことを盛り込んでおります。

次に、(9)の公正・中立性の確保の項目をご覧ください。

ここでは、センター職員が担当するケアプランの担当上限数や目安を定めており、専門職員の担当上限件数は40件以下としております。そのうち、センター長は、センター業務、人材管理などの適切な実施及び緊急時の対応などを行う必要があることから、極力担当ケアプランを持たないことが望ましく、担当上限件数の目安を30件としております。

また、モデル事業として配置されるフレイル改善マネジャーとオレンジコーディネーターについては、モデル事業に注力できるよう、担当上限件数を20件以下と設定しております。

その他の留意事項については記載のとおりとなっております。

ご説明は以上でございます。

○多米会長 事前に質問を1件、ご意見を5件いただいているというご報告がありますが、ただいまの説明を受けまして追加の質問やご意見等がございましたら挙手をお願いいたします。

(「なし」と発言する者あり)

○多米会長 ご質問等についても今の説明で回答できているという認識でよろしいでしょうか。

○事務局(岩井中介護予防担当係長) はい。

○多米会長 それでは、進めさせていただきます。

続きまして、議題（４）の令和６年度札幌市介護予防センター運営方針について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（岩井中介護予防担当係長） 令和６年度介護予防センター運営方針（案）についてご説明いたします。

先ほどの議事の地域包括支援センターと同じく、資料４－１は運営方針の概要、資料４－２は運営方針の（案）、資料４－３は今年度からの主な変更点をまとめた資料となっております。

本日は、資料４－１に沿ってご説明いたします。

まず、１ページをご覧ください。

こちらの資料は、本市の一般介護予防事業の全体像を表したものです。

介護予防センターが担うべき役割は幾つかありますが、左側の水色の部分のとおり、総合相談支援業務として、地域住民や地域包括支援センターとの連携・協力により、支援を要する高齢者の把握及び早期支援を行う一方、右下の緑色の部分のとおり、介護予防教室の運営や通いの場の支援により介護予防の普及啓発や地域の介護予防活動の支援を行っております。

また、参考までになりますが、右上のオレンジ色の部分は、地域リハビリテーション活動支援事業となっており、多様な専門職の派遣により通いの場を支援する「専門職派遣事業」、通いの場におけるサポーター養成やリーダー支援を行う「自主活動化支援事業」、通いの場の参加者の健康状態等をデータベース化し、経年的に効果分析を行う「自立生活向上支援事業」について、介護予防センターが主体的に関わりながら実施しております。

本市といたしましては、これらの事業を中心に、本市の一般介護予防事業を担う中核として介護予防センターを設置、運営しているところです。

続きまして、２ページより運営方針の内容についての説明になります。

介護予防センターも、包括支援センターと同様、「札幌市高齢者支援計画２０２４」の基本目標をベースとしつつ、令和６年度に取り組む四つの取組項目を定め、各項目をさらに重点取組項目と基本取組項目に細分化しております。

まず、一つ目の取組項目ですが、現在ご覧いただいております２ページに記載のとおり、地域の介護予防活動及び介護予防が必要な対象者の把握に係る取組の強化としております。

具体的には、介護予防の普及啓発をきっかけに、介護予防センターが身近な相談窓口であることの周知や支援を要する高齢者の把握を目標に掲げ、地区組織や関係機関と連携し、介護予防が必要な高齢者の情報が介護予防センターに寄せられる仕組みづくりを実施すること、通いの場などで寄せられる高齢者からの相談を受け止め、適切なサービスや機会または制度の利用を検討し、各関係機関につなげるよう明示しております。

また、先ほどの地域包括支援センターの説明にもありましたフレイル改善マネジャーとオレンジコーディネーターとの連携についてですが、介護予防センターとしても、介護予

防教室などに参加している方のうち、支援の対象者となる高齢者について、それぞれの専門職と情報共有することやモニタリング実施などの連携を図ることを新たに明示しております。

次の3ページをご覧ください。

二つ目の取組項目では、住民主体の介護予防活動の促進に向けた支援の強化を掲げております。

こちらは、介護予防センターの活動として一般に認知度が高いかと思われそうですが、介護予防教室の開催をきっかけとした通いの場の立ち上げや、既存の活動団体への支援を重点項目としております。

この項目については、活動目標にも記載しておりますとおり、あくまで住民主体であることが重要と考えておりますことから、介護予防センターの継続支援が長期化し、依存を助長することのないよう、団体の自主活動化を念頭に置いた支援をすることとしております。

続いて、4ページをご覧ください。

三つ目の取組項目としまして、介護予防活動における高齢者の役割と活動の場づくりの強化を掲げております。

先ほどもお伝えしましたとおり、各団体の自主活動が重要であると考えていることから、サポーターの育成、支援、リーダーとなる人材の把握、育成にも注力することとしております。特に、ここ数年はコロナ禍の影響を考慮し、既存団体が解散せずに活動を継続できるよう、リーダーへの支援に注力してきましたが、将来的な世代交代も見据え、今後は、サポーター養成にも、より積極的に取り組む必要があると考えております。そのため、サポーターとして活動する高齢者それぞれの主体性と活動意欲を尊重し、それぞれのサポーターに応じた段階的な育成、支援に取り組むよう、新たに明示しております。

最後に、5ページとなります。

四つ目の取組項目として、様々な手法による効果的な介護予防活動の推進を掲げております。

今後も、高齢者自らが介護予防、健康管理について意識を持つことが求められ、自宅でのセルフケアも重要だと考えております。そのため、介護予防センターでは、地域アセスメントや自立生活向上支援業務で分析した効果測定の結果を参加者にフィードバックしながら果的なセルフケアの推進を図ることとしております。

また、令和6年度からは、本日ご参加の札幌歯科医師会様、北海道歯科衛生士会様、北海道栄養士会様にもご協力をいただき、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に係る事業を新たに開始いたします。

具体的には、先ほど説明しました介護予防センターがポピュレーションアプローチとして実施する効果測定の結果からハイリスク者を抽出し、これらの方を対象に本市がハイリスクアプローチを行います。その後、ハイリスクアプローチの実施状況や評価結果について

てフィードバックを受けた介護予防センターにおいて、ポピュレーションアプローチの中で対象者を継続的に支援していく旨を新たに明記しております。

ご説明は以上となります。

○多米会長 事前にご質問や意見があったということですが、ただいまの説明について何か追加でございせんか。

私から1点です。

4ページにサポーターの育成、リーダーの育成及び支援とありますが、これはお金が発生するのでしょうか、あくまでもボランティアということなのでしょうか、教えていただければと思います。

○事務局（岩井中介護予防担当係長） それぞれにお金は発生しません。

○多米会長 発生しないということはボランティアでやっていただくということですか。

○事務局（岩井中介護予防担当係長） そのとおりでございます。

○多米会長 そのほかに何かございせんか。

（「なし」と発言する者あり）

○多米会長 それでは、続けます。

議題の5番目の地域包括支援センターの機能強化について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（岩井中介護予防担当係長） 地域包括支援センターの機能強化についてご説明いたします。

こちらでは、資料5を使ってご説明いたします。

1ページをご覧ください。

札幌市では、令和5年度からの5年間を計画期間とした「アクションプラン2023」を策定し、上位計画である「第2次札幌市まちづくり戦略ビジョン」の実現と、市長公約に示された事項の着実な推進を図っていくことを目的に、まちづくりの取組と行財政運営の取組を一体的に進めているところでございます。

地域包括支援センター機能強化事業については、「アクションプラン2023」に位置づけておりまして、主に四つの取組を行うこととしております。

一つ目は、オレンジ色の部分の専門職員の処遇改善となります。

令和5年度より実施しております専門職員の処遇改善を継続いたします。

二つ目は、緑色の部分の支所設置によるマネジメント強化となります。令和7年度に大規模センターである北区第2地域包括支援センターに支所を設置し、そこに支所長を配置することでセンター運営のマネジメント機能の向上を図ることとしております。

三つ目は、青色の部分のフレイル改善マネジャーを配置するモデル事業の実施となります。令和5年度に実施しているモデル事業を令和6年度以降はさらに拡大して実施いたします。

四つ目は、赤色の部分のチームオレンジの体制構築をするためのモデル事業の実施とな

ります。令和6年度より実施することとしております。

本日は、この中からフレイル改善マネジャー、チームオレンジの体制構築のモデル事業について、それぞれご説明させていただきます。

まず、フレイル改善マネジャーのモデル事業についてです。

2ページをご覧ください。

このモデル事業は、フレイルが疑われる方の自立支援、重度化防止を図り、健康寿命の延伸に寄与することを目標に、フレイル改善マネジャーとして配置された専門職員が要支援認定を受けている介護保険サービス未利用者に対してアプローチの上、支援を行うものです。令和5年度から北区の3センターで実施しております。

このモデル事業を実施する背景や期待される効果などについては昨年の運営協議会でご説明済みであり、資料上部の緑色の箇所にもまとめて記載しておりますので、説明は割愛させていただきます。

資料右上の赤枠の部分をご覧ください。

このモデル事業につきましては効果分析を行いながら実施しております。

方法ですが、フレイル改善マネジャーが札幌市様式の「フレイル状態チェックシート」を使用してアプローチした対象者のアセスメントを実施します。そのアセスメント結果をデータ化し、経年的にアセスメントを行いながらデータを蓄積していくことで、アプローチを実施したことによる対象者の状態変化を分析していきます。

また、効果分析の対照群として、フレイル改善マネジャー非配置区の未利用者にもフレイル状態チェックシートを実施し、モデル区と同様に結果をデータ化して経年的に蓄積し、モデル区と対象区との比較をしながら、学識経験を有する専門職などの知見を踏まえた分析、効果検証を実施することとしております。

なお、令和5年度はモデル事業を開始したばかりであり、データの蓄積が十分ではないことから、現時点においては事業効果をお示しできる状況にはなってございませんが、対象者の実態把握ができていることから、この後でご説明いたします。

次に、資料下段に移りまして、令和5年度モデル実施の進捗状況についてです。

実績としましては、令和5年12月末時点で、対象者1,479人のうち、約7割の1,004人にアプローチできております。アプローチしたことにより、今まで把握することができなかった対象者、要支援認定を受けているサービス未利用者の実態を把握することができました。

対象者の実態としましては、障害高齢者の日常生活自立度がJの方が7割強、認知症高齢者の日常生活自立度が自立もしくはIの方が9割強であり、要支援認定を受けていながらも、自立した生活を送っている方が多いということが分かりました。

なお、認定を申請した理由はいざという時のために取りあえず申請、サービス未利用の理由はサービスを利用しなくても自分で生活できるが圧倒的に多い状況となっております。

一方、フレイル状態の方が5割強、何も活動していない方が5割強、高血圧、骨、筋肉、関節の痛みを有する方がそれぞれ4割強、指輪つかテストで隙間ができる方が3割弱、孤独感ありの方が2割弱と、このままの状態を放置すると要介護に移行してしまう可能性がある方も多いということが分かりました。

これらの方が早期に介護予防の取組を行い、フレイル状態の改善を図ることができるよう、フレイル改善マネジャーによる効果的な支援が求められていると考えております。

本年度の支援内容・結果についてですが、介護予防活動について紹介した、セルフケアなどについて情報提供したが最も多く、残念ながら、介護予防活動などにつなげた割合は低い結果となっております。アプローチ方法としましては、電話と文書が圧倒的に多く、訪問の割合が低い状況となりました。

令和5年度モデル事業の成果としては、今までアプローチすることができなかった未利用者に対して広く介護予防やセルフケアについて情報提供を行い、必要な支援につなげることができたこと、また、要支援認定を受けているサービス未利用者の実態について把握することができたということで、把握できた実態に基づき、今後も事業を展開する必要があると考えております。

次に、課題についてです。

3センターのみのモデル実施では対象者が少なく、効果分析の実施も困難であるということが分かりました。そのため、令和6年度は、モデル実施を令和5年度の北区に加え、豊平区、清田区、南区、西区でも実施し、合計14センターの体制といたします。これによってより多くの対象者にアプローチを行い、効果分析を継続いたします。

また、対象者の全員にアプローチすることができていないことのほか、訪問実施の件数が少なく、介護予防事業につながった割合が少ないことも課題として挙げられます。そのため、令和6年度は、効果的、効率的に支援を行い、限られた人員で最大限の効果を出すことができるよう検討を進めることといたします。

具体的には、ハイリスクの基準を明確化し、基準に該当した未利用者はフレイル改善マネジャーではなく、ほかの職員が通常支援としてアプローチを実施すること、フレイル状態でアプローチが必要な対象者の基準を明確化し、基準に該当した対象者には優先的に訪問を実施し、介護予防活動につなげる支援を積極的に行うこと、要支援認定の更新の必要性が低いと考えられる対象者の基準を明確化し、基準に該当した対象者には、更新時期に原則訪問の上、認定をお守り代わりにするのではなく、介護予防、自立支援に関する意識を持つことができるよう必要な動機づけやサービス必要時に申請するよう情報提供を行うことといたします。

令和6年度においても、実施状況を確認しながら、より効果的に事業を進めていけるよう、フレイル改善マネジャーや学識経験を有する専門職などと検討してまいります。

引き続きまして、チームオレンジの体制構築についてご説明させていただきます。

3ページをご覧ください。

チームオレンジとは、認知症と思われる初期の段階から、心理面、生活面の支援として、地域において把握した認知症の方やご家族の悩み、ご家族の身近な生活の困り事と認知症サポーターをつなぐ仕組みのことです。

資料左上の根拠の部分に記載のとおり、認知症施策推進大綱において初めて事業が示され、2025年度までに全自治体で体制整備が求められております。また、共生社会の実現を推進するための認知症基本法においては、急速な高齢化の進展に伴い、認知症の方が尊厳を保ちつつ希望をもって暮らすことができるよう、共生社会の実現を推進することとされ、認知症の方の社会参加が重要となっております。

右側の背景と課題の部分に移ります。

札幌市における現状は、国と同様に、高齢化の進行と認知症高齢者の増加によって、認知症の方とご家族の孤立や早期からの支援につながらない、ご家族が介護負担を抱え込んでしまうといった課題がございます。それに合わせて、支え手の生産人口が減少することで生活支援を担うことが難しくなることが予想されます。

一方で、認知症サポーター養成講座の修了者は13万人を超えましたが、具体的な活動の場が全市的に整っておらず、サポーターの活動の機会が少ないということも課題となっております。

このような背景から、認知症の疑いの段階から早期に必要な支援につながり、また、認知症サポーターの個性と能力を発揮していただき、協力を得ながら、地域で認知症の方とご家族を支える体制として、札幌市も来年度からモデル実施としてチームオレンジの体制整備を進めていくこととなりました。

資料下段の真ん中の三角の図をご覧ください。

チームオレンジに参加していただく認知症サポーターは、自治体ごとにカリキュラムを定めた認知症サポーター養成講座をより実践的にした内容の「ステップアップ講座」を受講していただくことが必要で、この講座を修了された方を札幌市独自の名称として、オレンジサポーターと呼称いたします。

ステップアップ講座の開催やチームオレンジの中で、実際に認知症の方とご家族の困り事とそれに対して支援が可能なオレンジサポーターとのマッチングを行う役割としてコーディネーターと呼ばれる職員の配置が必要となっております。札幌市では、オレンジコーディネーターと呼称し、この役割を地域包括支援センターの専門職員に担っていただくことといたします。

地域包括支援センターでは、日頃から、総合相談支援業務の中で認知症の方やご家族のご相談を受けており、具体的な生活の困り事を把握できることと認知症サポーター養成講座の開催実績の約8割を実施していただいていることから、地域包括支援センターへの配置が適任と考え、来年度から中央区、東区、白石区、厚別区、手稲区の5区、13か所の地域包括支援センターでモデル実施いたします。

次の4ページをご覧ください。

こちらは、地域包括支援センターの圏域単位で活動するチームオレンジの全体像となっております。

認知症の方とご家族の参加の流れからご説明いたしますと、緑色の点線の枠の右上から始まります。地域包括支援センターにおける総合相談支援業務でご本人とご家族の困り事を把握いたします。その後、矢印を進みまして、地域包括支援センター内に配置されたオレンジコーディネーターが困り事に応じて各種チームにおつなぎいたします。

チームは、オレンジの丸で囲まれた大きく三つの種類があり、左側のスマイルオレンジチームは新たに設ける交流拠点で、コーディネーターが拠点を設置し、週に2回開設するものです。こちらに参加していただき、交流を深めながら、オレンジコーディネーターのサポートの下、認知症の普及啓発のためのイベントの企画や講演会などのイベントを、オレンジサポーターとともに、当事者である認知症の方やご家族も一緒に検討し、開催いたします。

その他にも、認知症の方が社会活動としてやってみたいことを語っていただき、活動を実現していただく場として、ご本人の社会参加や認知症の進行予防につなげる活動を行います。

続いて、右側の点線の丸の拠点的ない個別のマッチングですが、こちらは、寄せられた困り事に個別に支援が可能なオレンジサポーターをオレンジコーディネーターがマッチングし、認知症の方のニーズに合わせてオレンジサポーターがお手伝いを行うものです。

ここでは、オレンジサポーターがお手伝い可能な支援内容を支援メニューとしてあらかじめ固定いたします。外出支援は、認知症の方が、例えば、スマイルオレンジチームの拠点や認知症カフェなどに行ってみたいけれども、1人では通えないといった場合に同行する外出支援のほか、ご家族が買物、用事で外出する際にオレンジサポーターが認知症の方の見守りをしながらご家族と同行することや公共の場で懇談しながらご家族を待つご家族の外出支援がございます。

出前支援は、認知症の方の話し相手が欲しい、趣味活動を一緒にしてほしいというようなご相談に対して、オレンジサポーターが自宅を訪問し、話し相手や趣味活動を行います。そのほか、常日頃からの声かけや見守り、単身の認知症高齢者への定期的巡回などを想定しております。

三つ目のチームは、様々な形での複数のチームオレンジの立ち上げです。

こちらは、既に各区や地域包括支援センターのエリア内で行われている男性介護者のつどいや認知症カフェについて、より多くの認知症の方、ご家族が参加できるよう活性化を図り、チームオレンジの活動の場とするものです。

男性介護者のつどいは、各区保健福祉課を中心に、年1回から3回程度開催しておりますので、オレンジコーディネーターがチームオレンジの活動で知り合った認知症の方やご家族、オレンジサポーターへ参加を勧奨します。

認知症カフェは、札幌市が認証している認知症カフェだけではなく、非認証のカフェも

含め、オレンジコーディネーターが男性介護者のつどいと同じように参加を勧奨いたします。

カフェの担当者が認知症の方やご家族との相談対応やマッチングを行う際にオレンジコーディネーターがサポートを行うことで認知症カフェが本来持つ役割である参加者が気軽に交流や相談ができる場、認知症の方と地域高齢者の社会参加の場をより充実いたします。

以上がチームオレンジの全体像となっております。

このような取組を来年度より5区、13か所でモデル事業として展開してまいります。モデルとなっていない区についても、オレンジサポーターとなり得る地域の担い手の発掘や認知症カフェとの連携などの準備をできるところから進めていく方針です。それぞれの活動に認知症サポーターがオレンジサポーターとなって参加するためには、さきにお伝えしましたステップアップ講座の受講が必要となります。

資料の右側に、ステップアップ講座の企画、開催の流れを記載しております。チームオレンジの活動に協力の意向がある認知症サポーターに対してオレンジコーディネーターからステップアップ講座の受講勧奨を行います。講座全体の統括や実施主体はオレンジコーディネーターとなっておりますが、それぞれの内容でより効果的にご講義をいただける認知症サポート医のほか、認知症介護指導者、認知症の人と家族の会、認知症カフェ運営者の方などにも講師を担っていただき、オレンジサポーターの養成を進めていく予定です。

なお、チームオレンジのモデル事業につきましても、フレイル改善マネジャーモデル事業と同様、効果検証を行いながら効果的に進めていきたいと考えております。

ご説明は以上となります。

○多米会長 ただいまの説明について何かご質問やご意見等はございませんか。

2ページにフレイル改善マネジャーが電話等でアプローチしたということがありますがけれども、対象者の様子についてです。例えば、「こういう情報があって、ありがとうね」という感じなのか、それとも、「間に合っています」という感じなのか、実際に電話をかけたときの反応はどういう感じだったのでしょうか。

○事務局（高田地域支援主査） 対象者の反応について、フレイル改善マネジャーから聞いた話によると、「そういうものは必要ないです」という方も中にはいらっしゃるのですが、大半の方は何らかの不調や不安な部分があって申請したということもあり、地域包括支援センターからそういったお電話が入ってありがたいという反応をされる方が多いと聞いております。

そして、電話でいろいろと話を聞く中で、先ほどお伝えしたフレイル状態チェックシートを用い、相応の時間をかけて聞き取り、アセスメントを行うことで、対象者の状態をよく把握でき、アセスメント結果に応じた情報提供ができていると伺っております。

○多米会長 そのほかになにかご質問はございませんか。

○濱本委員 今回のフレイル改善マネジャーのことについてです。

3センターということは3人が動かれたということですね。3人で1,000人に対

してというのは非常に頑張ったと感じられます。今後も効果的、効率的な実施をという話がありましたが、センターがだんだん増えていっても、どちらにしても1センター当たり1人という動きだと思います。今後も動いていく中で可能なのかなと不安に思うのですが、市ではどのようにお考えでしょうか。

○事務局（高田地域支援主査） ご意見にもありますとおり、フレイル改善マネジャーはセンターに1名しか配置されておらず、1名でこれだけの人数にアプローチするのはなかなか厳しい面がありまして、今年度は訪問も十分にできていなかったという反省点があります。

フレイル改善マネジャーは地域包括支援センターの専門職でもあり、ほかの専門職員と同様に、ケアプランの作成も担当しておりまして、令和5年度は、ほかの専門職員と同様に、40件程度を担当することになっていたのですが、プランを持ちながらモデル事業を実施することは、アプローチへの時間を確保することがなかなか難しいということもありました。

そこで、令和6年度は、フレイル改善マネジャーに関しましては、プランの担当件数をほかの専門職の半分の20件と上限を定め、そちらの負担を軽減することでモデル事業のほうに注力していただきたいと考えております。

○多米会長 そのほかにございませぬか。

（「なし」と発言する者あり）

○多米会長 それでは、ここから札幌市地域ケア推進会議に入ります。

議題は、認知症（疑い）の方の身近な応援団を地域の中で増やすための取組に向けてに関する意見交換です。

まず、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（高田地域支援主査） 議事に入る前に、昨年度の札幌市地域ケア推進会議において委員の皆様にご意見をいただき完成させました「札幌市フレイル予防リーフレット」の配布実績などについてご報告させていただきます。

資料はございませんので、口頭でのご報告となります。

リーフレットは、委員の皆様や委員の所属団体様に配布や配架、ホームページへの掲載などにご協力をいただきました。誠にありがとうございました。この場を借りて感謝申し上げます。

また、札幌市としましても、ホームページへの掲載や区役所での配架、地域包括支援センターや介護予防センターの総合相談などにおける活用、イベントなどにおける配布、町内会などの地区組織やサロンなど、地域の団体などへの配布も積極的に進めまして、昨年7月に印刷した10万部は全て配ることができ、現在、増刷をかけているところです。

リーフレットを見て地域包括支援センターなどへの相談につながった数を把握することは困難ですけれども、地域包括支援センターの総合相談件数が昨年度の同時期よりも1割程度増加しておりまして、また、その相談内容につきましても、心身の健康に関すること

が昨年の同時期より1割程度増加する結果となったことから、リーフレットを機に相談してくださった方が一定数いらっしゃるのかなと推測しております。

また、リーフレットを手にした高齢者より、フレイルという言葉をはじめて聞いた、口や歯も大切ですよねという反応があったほか、チェックリストで自分の状態を知ることができた、気をつけなければいけないといった反応も見られていることから、介護予防の普及啓発につながっているものと考えております。

今後も、介護予防の取組や支援が必要な高齢者が適切な相談につながるよう、リーフレットの配布を継続してまいります。委員の皆様をはじめとして、関係機関の皆様には引き続きご協力をいただきますよう、よろしく願いいたします。

それでは、議事に移ります。

お手元の資料6をご覧ください。

前回の札幌市地域ケア推進会議では、「認知症（疑い）の方が自分らしく暮らし続けられるための地域づくり」をテーマとしまして、一つ目に、地域全体の認知症に関する知識不足、相談先の関係機関の周知不足、二つ目に、医療機関や理美容室、スーパーなどの地域資源、民生委員などと相談機関との連携強化という課題について、認知症や認知症疑いの方の身近な応援団を地域の中で増やすためのアイデアについて協議していただきました。

その際にいただいたご意見として、資料の中段になりますが、①として、地域住民への認知症研修の実施、町内や学校を巻き込み、周知を図る、認知症の方と実際に接する機会を増やす、介護保険サービス未利用者の方への早期対応を行う、②として、理美容組合などの団体へアプローチを行う、そして、①と②に共通するものとして、見守り活動のバッジなどを作成し、普及啓発、連携を行う、新聞、チラシ、ホームページで広報を行う、予防歯科の普及により認知症のリスクを低減、服薬フォローアップ、認知症認定看護師の活用というご意見がありました。

その中で、①に関するご意見については、点線の矢印で示しておりますとおり、運営協議会の議事5でご説明いたしましたチームオレンジの活動により、実現を図ってまいりたいと考えております。

また、①と②に共通するものや②に関するご意見への対応としては、資料にありますとおり、「（仮称）認知症の方に優しい事業者ステッカー」を作成し、それを活用することにより、地域の応援団を増やしていくことを事務局案として考えました。

昨年11月に開催されました第8回札幌市介護保険事業計画推進委員会において、委員から、認知症バリアフリー宣言など、企業への取組を施策の中で行ってほしいとのご意見もありましたので、こちらにもヒントにさせていただいております。

ちなみに、認知症バリアフリー宣言というのは、日本認知症官民協議会が認知症バリアフリーの取組を進める企業、団体などの組織に対してロゴマークの付与やウェブサイトでの公表を行う制度となっており、企業などの職場、職域を対象に人材育成や社内制度の取組などを行うこととされております。登録状況を確認しますと、保険会社や銀行など、主

に大企業が宣言を行っております。ホームページで確認したところ、本日時点で全国35組織となっておりますが、中小の企業にはなかなか対応が難しいということもあるようです。

札幌市では、②に記載してあります課題のとおり、事業者の大小にかかわらず、認知症の方により身近な事業者とも連携を図っていきたいと考えておりますことから、認知症バリアフリー宣言の周知も行いつつ、札幌市として、「(仮称)認知症の方に優しい事業者ステッカー」を作成することとしたものです。

このステッカーを作成することにより期待できる点としましては、一目で対象の事業者と分かること、認知症の普及啓発が可能となること、ステッカー配付時に趣旨説明を行うことで関係機関との顔つなぎ、連携が可能となること、そして、配付した事業者を関係機関が共有できることであると考えております。

そこで、今回、委員の皆様からは、「認知症(疑い)の方の身近な応援団を地域の中で増やすための取り組みに向けて」をテーマとして、認知症の方に優しい事業者ステッカーの配布基準などの具体案についてご意見をいただければと思います。

なお、こちらは、ステッカーを一斉に送付するのではなく、関係機関などが事業者に対して趣旨説明を直接行い、配付することを想定していることから、配付基準の例としては、高齢者に有益な情報に関するチラシを置くなどの協力ができること、認知症の方に、優しい事業者としてゆっくりした対応などに配慮ができること、業務中に高齢者の気がかりな様子に気づいた場合、地域包括支援センターなどの公的機関へ相談するよう高齢者に促すことができる、または、本人の了承を得て事業者が公的機関に相談できることを基準として考えておりますが、ほかにもアイデアがありましたらご意見をいただければと思います。

また、事業者に配付する際の説明の中でお示しする気がかりな様子のポイントとしまして、右下に記載のとおり、自宅への帰り道が分からない、話がかみ合わない、説明の理解が難しい、支払いでどのお札や小銭を出したらいいかが分からない、髪や服が乱れていたり汚れたりしている、季節に合わない服を着ている、予約や予定を忘れている、お金をだまし取られているようだ、高齢者の家族が介護で疲れているようだというような内容をお示しすることを考えておりますが、こちらについてもほかにもアイデアなどがあればご意見を頂戴したいと考えております。

なお、このステッカーにつきましては、来年度の札幌市認知症支援事業推進委員会にも諮りまして、そのご意見なども踏まえて検討してまいりたいと考えております。どうぞよろしくお願いたします。

○多米会長 僕のところでも子どもSOSのステッカーを貼っていますけれども、そういうことですね。何か危険なことがあったら対応しますということが子どもSOSだと思います。また、今回のステッカーは、仮称ですが、認知症の方に優しい事業者ステッカーということで、そういうものをつくり、認知症の初期の方も含めて地域で支え、救っていかうということが目的だと思います。

ただいまの札幌市からの説明について、各専門の委員からご意見やご質問等を受けたいと思いますが、いかがでしょうか。

○當山委員 まず、認知症ではないかと察した場合は、できるだけ早めにかかりつけ歯科医に相談していただきたいと思っています。軽度なうちからだと、口腔ケアの習慣づけとともに、予後を見据えた歯科治療を行うことができるからです。

軽度な認知症への対応も大事でありますけれども、認知症が進行した場合、重めの場合の対応をどうするか、認知症が進行していくと要介護になる割合が高くなります。そうになると、口腔内のことをご自身で訴えることができない方が多いと思います。

事例としては、食事を食べず、どんどん痩せていき、幾つもの内科あるいは消化器内科などを受診したが、原因が分からず、困っていたところ、ある時、口腔内の義歯に問題があるのではないかとということで義歯を修理したところ、食事量がすぐに戻り、体重も増えたという症例がありますので、対応としては定期的な歯科専門職による口腔内の確認が重要と考えます。

札幌市では、昨年1月1日に札幌市歯科口腔保健推進条例が施行されました。そこで、昨年10月1日より、札幌歯科医師会では、札幌市から委託を受け、新たな事業として、札幌市後期高齢者訪問歯科健診事業がスタートさせております。この健診事業を積極的に活用し、今、事務局からステッカーの説明がありましたが、この事業をステッカーに盛り込んでいただければと思います。

○多米会長 早期からの歯科の介入が必要、有用であるというご意見でしたが、市から何かございますか。

○事務局（高田地域支援主査） 認知症予防や認知症が進行しないよう、歯科分野との連携がすごく重要だとお話を聞いて改めて感じたところです。

ステッカーを配布する際には、事業者の方にそういった視点も持っていただければ、地域包括支援センターなどからご説明などができればと考えております。

○多米会長 子どももそうですけれども、口の中の状況は虐待などの一つのサインにもなりますので、やはり重要な所見かと思います。歯科医師会の先生方のご協力をよろしくお願いたします。

そのほかに何かございませんか。

○安達委員 今回の取組というのはなかなか難しいことであるので、今、こうして提案が出されているのだと思います。

私たちも相談活動に取り組んでおりまして、ちょっとお聞きしたいのですが、認知症の方の身近な応援団という言葉についてです。認知症といっても、若年性の認知症もありますよね。私たちは主に高齢者の対応をしているわけなのですが、個人の認知症の度合い、また、それを抱える家族の生活の大変さ、さらには、医療の取組もあると思います。今度は、認知症疾患医療センターが開設され、いろいろな薬もあるということですが、結局はまだ若年性中心だと思えますし、事業者ステッカーについて、高齢者はどう捉えられてい

るのかなという疑問もあります。

今日は、出された意見を整理されるのだと思いますし、それがどのように整理されるか、次に期待したいと思うのですけれども、介護保険課の皆さんはお若いので、なかなか気づかないといえますか、私は介護現場で働き、高齢者の面倒を見てきたので、分かるのです。実際に介護されている家族の大変さの度合いを皆さんがどれだけ分かっているか、こうした提案になっているか、少し不安です。

地域包括支援センターと介護保険課、あるいは、ケアマネでは立場が違うのでし、今後、そこを整理され、おのおのの意見を聞いていかれるといいのかなと思っていますけれども、どうでしょうか。

○多米会長 重症度の問題もありますし、老化に伴う症状もグレーゾーンであると思いますが、そういう方々をどう扱うかというデリケートな問題が出てくるということも含めてのことでしたが、いかがでしょうか。そういう心配をされるというのは当然かなと思いますし、今日の意見を聞いて再考していただくということでも構いませんが、何かございませんか。

○事務局（坂本認知症支援担当係長） 事業所に貼っていただきたいという趣旨については、接する方が認知症なのか、若年性認知症なのか、また、別の病気なのか、それを詳しく知るというより、あれと思ったときに、例えば、お会計に迷う、いつもとちょっと様子が変わってきた、同じ話を何度もするようになったというようなとき、相談につながるよう、地域包括支援センターにも相談できるよというご案内をいただいたり、その方がその後もずっとその事業所に、または、スーパーや美容室など、地域の中で住み続け、通い続けられるよう、ちょっとした少しの配慮で、例えば、お会計をお手伝いする、ゆっくりと対応するような心構えを持っていただくなど、そういうちょっとした工夫で認知症の方もその地域で長く過ごせるようにということで、認知症の方も日頃使うようなお店の理解を広めていくためにこういったものがあつたらいいのかなと思提案させていただいたものでした。

対象をこうしたら、こういう配慮が必要だなど、何か思うことがあつたら、本日はなく、この後でも結構ですので、具体的にご提案をいただけたらと思いますし、ぜひ、家族会の皆様のご意見も伺い、いいものができるようにしたいと思います。

○多米会長 あまり条件を厳しくし過ぎてしまうと難しくなりますし、緩くしてしまってもいろいろなことが出てくるということは想像できますので、そこをどうするかについてはもうちょっと時間をかけて市で対応していただければいいかなと思います。

今お話しされたように、スーパーにずっと通っている常連さんに対し、あれっと感じるということについても、ワンポイントではなく、線で見ているので、やっぱり気づきがあるのかなという気がします。もしそういうことがあつたら、そのお店の方が気をつけて見ていただければうれしいねというぐらいのニュアンスで伝えていただくのがいいかなと思いますので、検討をいただければと思います。

そのほかに何かございませんか。

○長崎委員 僕も職場で認知症の方の対応をしているのですが、大きく分けて、認知症疑いの人が受診につながるまでの入り口の問題、そして、受診につながって診断を受けてから介護保険サービスを使うまでの空白期間の問題があると思うのです。なお、僕のところに来るときにはかなり重度化しており、デイサービスに毎日行かなければ見守りができないというようなこともすごく多くあります。

チームオレンジに関しては、入り口の問題のところを市民も活かしながらどうやっていくかという解決の方法なのかなと思いますし、チームオレンジにはたくさん活躍してくれたらいいなと思います。

また、事業所ステッカーについてです。認知症になった方に対し、コンビニの方が大活躍してくれているといますか、すごく優しいコンビニの方も結構います。僕らも連携しながらやっているのですが、コンビニとスーパーというのは生活に関わってくるところなので、なるべく多くの店に加入してもらい、連携が取れて、何かあったときに情報共有できるネットワークがあると入り口問題がもっと早期に解決するのではないかと思います。そうしますと、ハードルを低くして、認知症のステッカーを維持していくために何かの研修を重ねていく形にして、ハードルをあまり上げないほうが参加率は高くなるのではないかなと思いました。

○多米会長 実際に認知症の方と接している場面でいろいろなことを感じられると思うのですが、早期に介入することで進行を遅らせることができるというのはデータとしてきちんと出ていますので、疑いの段階で医療機関を受診していただき、診断がついた時点ですぐに加えるということが本人のためになるかと思えますし、家族のためでもあります。ただ、そのタイムラグが今はあるというご指摘ですよね。

それについて札幌市でプランか何かがあるのでしたら教えていただきたいと思えます。

○事務局（坂本認知症支援担当係長） 今おっしゃっていただいたとおり、まさにそこはチームオレンジの取組で、受診をしてからサービスにつながるまでの空白期間があると考えております。そこで、チームオレンジに参加していただけるような対象の方は、最初に診断する医療機関の病院の先生と連携し、先生にチームオレンジの取組を知っていただいてオレンジコーディネーターと一緒に活動につなげるという取組ができればいいなと考えていたところでした。

○多米会長 ほかにございませんか。

○梶井副会長 配付基準の例がありますけれども、かなり段階的になっていますよね。有益な情報に関するチラシを置くだけでもいいというところから、ゆったりとした対応をしますよとあって、最後のポツになると公的機関に相談しますと書かれています。

これらは全部が連なったの基準になっているのか、もしくは、ポツのうちの一つだけでもいいのかです。多分、一つだけでもいいと思うのですが、ハードル云々という話からすると、チラシを置くだけでもいいということですから、そこを整理してお見せいた

だくと事業者の方も手を挙げやすいのかなと感じました。

○多米会長 三つが具体的に書かれていますけれども、チラシを置くだけでもいいですし、認知症の方々のサポートになることであると思いますが、そこをどうするかについて、今の段階での議論はございますか。

○事務局（高田地域支援主査） 事務局としましては、配付基準の例として考えられるものを資料に載せました。それを基に、皆様のご意見を踏まえながら考えていきたいなと思っていましたところですが。

今、皆様からはハードルをあまり高くしないほうがいいというご意見もありましたので、こういった例の中から一つでも協力していただけるようであれば、ステッカーを配付するとできればなという方向で検討、整理を進めていこうと思います。

○多米会長 それでは、続けてください。

○梶井副会長 札幌市では高齢者の単身世帯がすごく増えているわけで、そうした方の認知度をどうはかるかですね。単身者なので、非常に難しいと思うのです。

ただ、そういう方々はコンビニの利用率がすごく高いと思うのです。先ほど委員からもコンビニという言葉が出ましたけれども、コンビニ事業者にはぜひ手を挙げていただきたいなと思います。大きなスーパーだと難しいのですけれども、そういうところは単身高齢者をすごくつかまえやすいところなのかなと私も考えておりました。

○多米会長 スーパーというのは身近にたくさんあるわけではないので、遠方だと車を利用します。そのため、高齢者で特に単身の方はコンビニを利用する方が多いようですので、そこにもきちんとアプローチし、協力体制をつくっていくのはすごく大事かと思います。

特に小さいお店ですとアルバイトのシフトもある程度は決まっており、同じ時間帯にこの人がいるということになっており、気付きのきっかけになりやすいかなという思いがすごくありますので、それについても検討していただければと思います。

そのほかに何かございませんか。

○濱本委員 今のお話は先のお話に関連するのですがけれども、配付基準の例として、チラシを置くだけというのはこの趣旨に本当に沿うのかと思っております。チラシを置くだけでもいいのですけれども、趣旨の説明はするのですよね。その上で、こういうことは協力していただきはあってもいいのではないかと思います。それが全部できるかどうかはその事業所の状況にもよると思いますけれども、何のためにやるかということ、また、できればこういうことに協力してほしいはあったほうがいいのかなと私は思いました。

○多米会長 そのほかにございませんか。

○海老委員 事例ではないのですがけれども、2月の頭の夕方5時30分頃に市民から〇〇さんというおばあちゃんの家に行っただけけれども、寒かったのだよねという電話がありました。電気が変だと思うのだよねということであったのですがけれども、社協としては、20分くらい先のご家庭で、ふだんは接点がありませんでした。でも、そういうときにちょっと見に行ってくれる人がいらっしやればなということを感じたところであ

りました。

結果的にはブレーカーが落ちていたのです。そのままだったら、ストーブはつかないし、次の日のご飯も炊けないのではなかったわけで、よかったねということで終わったのですが、そういうことが軽度の方にも起こるのだなということです。

ちなみに、ステッカーについてはいいなと思っているのですが、そういった支え合えるようなところですか。公的機関が閉まる時間帯だったものですから、そういったことを1か所だけで抱えるのではなく、網の目のように、ちょっと見に行ってくれるような人がいる世の中になればなと思い、ご意見をさせていただきました。

○多米会長 個人情報の問題等もあって、私たちが子どもの頃のようなコミュニケーションを今の札幌市の中でやることはなかなか難しい面が多々あると思います。しかし、理想は、今、海老委員が言われたようなことで、地域でいろいろなことに気がついたら、できることをやって支えていくということが基本であり、大事なことでもあると思います。貴重な情報をありがとうございました。

そのほかにございませんか。

○木浪委員 今のご意見を聞いて思いついたのですけれども、私どもは訪問して歩く仕事でして、認知症の方も知っているのですけれども、コンビニというのは、発見していただいたり、協力していただいたりするところとしてすごく有益だと思っております。ただ、家に閉じ籠もっており、発見がすごく遅れたり、そのまま放置されていたりするケースも非常に多いと思います。

高齢者の方が店などに出向く場合はそういった協力があるとすごくいいと思うのですが、新聞配達、あるいは、冬ですと家に灯油を配達するなど、家に出向く機関にも協力していただくと家の状況が少し分かってくると思うのです。ですから、出向く高齢者はいいとして、閉じ籠もりなど、家を出ない方にも目を向けた協力があるとすごくいいなと思いました。

○多米会長 確かにそうですね。家に籠もってしまって自分から出ていかないと、誰にも見えなくなります。郵便なり新聞なり、毎日届けていただける業者の方だったら、新聞がたまっている、電気がついているけれども、どうなのかな、雪かきをしていないなど、いろいろと気づかれることがあると思いますが、家に籠もっている方に対してはそういうこともすごく重要なポイントですよ。貴重なご意見をありがとうございました。

そのほかにお気づきの点やご意見等はありませんか。

いろいろな立場でいろいろな見方がありますし、どこまで踏み込めばということも問題になってくるとは思います。今、善意を善意として取られない世の中になっておりまして、どこまで踏み込んでいいのかについては協力してくれる方も躊躇したり、考えたり、疑問を持ったりということはいろいろな場面が出てくると思うのです。

ですから、もしやるにしても、こういうことはやってほしい、これをやっては駄目というある程度のラインを教えていただかなければ、協力するのは難しいのかと思います。多

分、私が知らないいろいろな例がたくさんあると思いますので、そういう例を集めていただければと思います。

こういう場合はどうしたらいいかという細かいことまで決めるのは難しいのですが、こういうことはこういうふうにしましょうねとか、まず、どこに連絡するのか、警察なのか、市なのか、病院なのか、いろいろなことがあると思いますので、そこも整理していただければいいかなと思いました。

そのほかに何かございませんか。

札幌市の方々がこれだけそろっているせっかくの機会ですから、質問はもちろん、どうしたらいいのかなということがありましたらご意見をいただきたいと思います。

認知症に関して、札幌市以外で今のようなステッカーをつくって協力してくださいということをやっていたり計画したりしている市町村は把握されていますか。

○事務局（坂本認知症支援担当係長） 認知症の方のためのステッカーをお店に配付しているところは幾つかあると認識しています。ただ、そこそこの市町村で条件が違い、認知症サポーター養成講座を受けている従業員がいるなど、割と高い条件としているところが多いのかなということは把握しております。

札幌市としては、ハードルは少し低くするけれども、関係機関が直接配付することによって、地域密着型のコンビニやお店とつながれるようなものが必要なかなと思っていたところでした。

このようにいろいろとやっている市町村はありますけれども、札幌らしい形のものでできるといいのかなと考えております。

○多米会長 小さいまちですと、ずっといる方もいらっしゃいますし、顔の見える関係があるかと思しますので、そういう意味では札幌より難しくないのかなという印象です。札幌は人が多くおりますし、特に、今は高齢になってから札幌に転居される方が結構いらっしゃいますよね。誰も知らない中に夫婦だけで来たけれども、片方が亡くなってしまい、ひとり暮らしという方が、中央区もそうですけれども、いらっしゃいます。そういうふうには地域とのつながりが薄い方もいらっしゃいますので、そういう方とどうやって接点を持っていくかも一つの視点かなと思います。

市民の方にとっても、認知症の方にとっても、すごくいいプランかなとは個人的に思っていますので、皆さんのご意見を伺いながらいい方向に進めていただければと思います。そして、せっかくだけでつくるのであれば、その後のよいルートもつくっていただいとというのが理想かなと思います。

ただ、すぐすぐということではありませんので、また持ち帰っていただいて、そのことを加えて、どうですかというご意見があれば、事務局に対してご意見やご質問等をしていただければ、さらに議論が深まるのかなと思います。

そのほかに何かございませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○多米会長 ないようでございますので、最後に事務局から何かございましたらお願いいたします。

○事務局（岩井中介護予防担当係長） 事務局からの伝達事項です。

次回の本会議の予定ですが、次回は令和6年10月頃を予定しておりまして、詳細などについては時期が近づいてまいりましたらご連絡したいと思います。お忙しい時期とは存じますが、どうぞよろしくお願いいたします。

また、今期の第7期の札幌市地域包括支援センター運営協議会委員の任期が本年8月末日までとなっておりますことから、この委員構成での会議は今回が最後となります。今後、委員の改選に当たりまして調整させていただきますので、ご協力のほどをよろしくお願いいたします。

ここで、阿部地域包括ケア推進担当部長より、一言、ご挨拶を申し上げます。

○阿部地域包括ケア推進担当部長 地域包括ケア推進担当部長の阿部でございます。

本日は、貴重なお時間を頂戴し、ご議論、ご検討をいただきまして、誠にありがとうございました。

ただいま係長からも説明をいたしました。本日お集まりの皆様による会議は本日をもって最終となります。これまで、皆様におかれましては、本市の地域包括支援センター並びに介護予防センターの運営に対して貴重なご意見を賜り、誠にありがとうございました。

今後ますます高齢化が進む札幌市においては、地域包括ケアシステムの推進に当たり、地域包括支援センターの役割がますます重要になっていくと思っておりますことから、皆様からいただきました役割の強化についてのご意見を基に、引き続きしっかりと取り組んでまいりたいと思っております。誠にありがとうございました。

なお、会議はこれで最後となりますが、それぞれのご所属やお立場での関係はこれからも続けさせていただく場面もあるかと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、長時間にわたり、誠にありがとうございました。

### 3. 閉 会

○多米会長 活発な議論で私も非常に勉強になりました。

以上をもちまして令和5年度第3回地域包括支援センター・第2回札幌市地域ケア推進会議を閉会いたします。

本日は、長時間にわたり、ありがとうございました。

以 上